

神奈川県内広域水道企業団契約事務からの暴力団排除について

神奈川県内広域水道企業団では、神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例の施行に伴い、暴力団等を契約の相手方としないよう、次のような措置を講じています。

1. 神奈川県内広域水道企業団の契約相手方からの暴力団等の排除

○競争入札参加資格認定を受けている業者が暴力団員等である場合など、「指名停止等措置要領」別表第3に定める要件に該当する場合は、指名停止の措置対象となります。

2. 契約における暴力団排除の条項

○神奈川県内広域水道企業団では、契約相手方又は下請等の者が暴力団員等であるなど、契約書に定める要件に該当する場合は契約解除の手続きを行うことがあります。

○契約解除を行った場合、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければなりません。

※契約書書式は、<http://www.kwsa.or.jp/nyusatsu-kitei-index.html>に掲載しています。

3. 不当介入があった場合の対応

○契約業者等が不当介入を受けた場合は、神奈川県内広域水道企業団への報告及び神奈川県警察への通報が義務付けられました。

【様式】 不当介入等報告・届出書 <http://www.kwsa.or.jp/futoukainyu.doc>

○不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく報告を怠った場合は、指名停止等措置の対象となります。

【参考】 不当介入等対応フローチャート <http://www.kwsa.or.jp/futoukainyu.pdf>

4. 関連規程等

※ 1 神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例

<http://www.kwsa.or.jp/bouryokudanhaijyoH24.pdf>

2 神奈川県内広域水道企業団契約事務からの暴力団排除に関する要領

<http://www.kwsa.or.jp/bouryokudanyouryo.pdf>

3 指名停止等措置要領 <http://www.kwsa.or.jp/teshiyokoH24.pdf>

以 上